

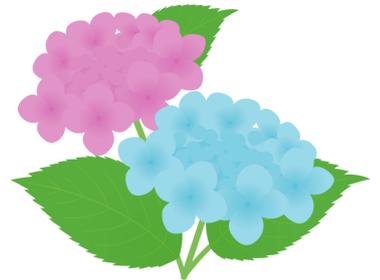


上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿児島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所



第272号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

唯一無二

外出には傘を持ち、部屋ではエアコンや除湿器を備え、梅雨対策に余念のない季節になりました。マスクが日常のうっとしい梅雨ですが、散歩道で見る小庭に美しく咲くアジサイに心なごむひとときです。習慣になったマスクが、専門家からは、屋外で周囲との距離が十分に確保できる場合には外す、メリハリをつけた取り扱いができる見解が出されました。

ウクライナ危機で原材料価格や物流費の高騰を受け、毎日の生活に身近なパン、ポテトチップス、“回転ずし”のスシロー、電気料金などの食品・サービスの幅広い分野で、値上げの動きが広がっています。家計に大きな負担がのしかかってきて、給料は上がらないまま消費全体の冷え込みが心配されています。コロナ禍で傷んだ経済を立て直す値上げラッシュに、国民の不安は募っていて景気の先行きは不透明のままです。

山口県阿武町がコロナ対策の臨時特別給付金4,630万円を、誤って一世帯に振り込んだ問題が話題を集めました。振り込みを受けた男性は、全額を「複数のネットカジノで使った」と説明、県警が電子計算機使用詐欺容疑で逮捕しました。逮捕してから一週間、なぜか容疑者が送金した決済代行業者3社から4,299万円返金され、返金の事情のなごは残りました。大部分が回収されたのですが、町の対応が後手後手に回ったと批判されました。事件の発端となった誤給付は他の自治体でも相次いでいて、国の対策の整備が必要と指摘されています。

ロシアのプーチン大統領は5月9日、対ドイツ戦勝記念日の式典で、ウクライナ侵攻を『欧米の侵略への対抗のための唯一無二の正しい決定だった』と正当化しました。戦果を誇示することはなく『特別軍事作戦』としてきた従来の姿勢を変え、国家総動員などに道を開く『戦争』を宣言することはありませんでした。電撃勝利の目論見がはずれたプーチン氏にとって、フィンランドとスウェーデンがNATOへ加盟申請をするという誤算の結果となってしまいました。

ロシアのウクライナ侵攻で国際秩序が揺らぐ中、バイデ

目次

ごあいさつ “唯一無二”	…1P
税務カレンダー	…2P
2022年6月の経理・税務チェックリスト	…3P
職員コラム 今月の担当: 新村 恵	…3P
会計・税務のQ&A!	
“中小企業向け 賃上げ促進税制のQ&A”	…4・5・6P
企業防衛対策のすすめ	…7P
随想 “『稲と小麦』 上川路 美恵野”	…8P

ン米国大統領が初来日して5月24日、日・米・豪・印の『クアッド』首脳会合が開かれました。力による現状変更への反対には一致したとはいえ、特定の勢力にくみみしないインドに配慮した結果、結束の演出に終わり、ロシア・中国へのけん制は不発でした。東京での日米首脳会議後の記者会見でバイデン氏は、台湾有事の際には軍事的に守る意向であると踏み込んで明言して、波紋が広がりました。中国は激しく反発する一方で、米政権幹部は台湾政策に変更はないと強調して火消しに走っていました。

今年の米大リーグのオールスターに大谷翔平の勇姿を、残念ながら見ることは出来ません。少し休んで後半戦の復調を祈っています。将棋の藤井聡太5冠は、今年も快進撃を続けています。5月24日、叡王戦3局に勝利し初防衛して、タイトル戦13連勝です。藤井5冠は出場したタイトル戦は負け知らずで、藤井一強を印象づけました。8冠独占も現実味をおびてきました。

今年11月に開幕のサッカー・ワールドカップ(W杯)カタール大会に備えて強化試合が行われています。ブラジルなどと対戦する日本代表28人に、出水出身のゴールキーパー大迫敬介が代表復帰しました。不動のワントップ大迫勇也は、コンディションが万全ではないとの理由で代表から漏れました。一日も早く体調を整えて復帰して、カタール大会での活躍が待たれています。(令和4年6月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2022年6月

〈4月決算会社申告書提出〉

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	7/1	7/2



6月30日まで

- ・4月決算法人の確定申告
- ・10月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 7月決算法人 第3四半期分
 - 10月決算法人 第2四半期分
 - 1月決算法人 第1四半期分
- ・消費税の年税額が4,800万円超の3、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

6月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（前年12月～当年5月分）の納付

6月15日まで

- ・所得税の予定納税額の通知

6・8・10・1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において都道府県・市町村条例で定める日

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第1期分の納付

2022年7月

〈5月決算会社申告書提出〉

8月1日まで

- ・5月決算法人の確定申告
- ・11月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 8月決算法人 第3四半期分
 - 11月決算法人 第2四半期分
 - 2月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・年税額4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・所得税の予定納税額の納付（第一期分）

7月11日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

7月15日まで

- ・所得税の予定納税額の減額申請

7月中において市町村の条例で定める日

- ・固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

2022年6月の経理・税務チェックリスト



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

個人住民税の特別徴収の新年度スタート

□ 住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額に切り替わります。各市区町村から送られてくる通知書に基づき、給与台帳や計算表への転記や給与ソフト等のデータ変更に間違いがないか確認しましょう。また、給与の支払を受けるものが常時10人未満の場合は、各市区町村へ申請をすることで、特別徴収住民税を年2回にまとめて納付できる特例を受けることができます。納期期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

労働保険の年度更新

□ 令和4年度労働保険の年度更新期間が6月1日(水)～7月11日(月)になっています。手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課すことがありますので期間内に申告・納付をするようにしましょう。

社会保険算定基礎届の提出

□ 令和4年度の社会保険算定基礎届の提出期限は7月1日(金)～7月11日(月)になっています。6月中旬より順次様式等が届きますので、記入後速やかに提出してください。

障がい者、高年齢者雇用状況の確認

□ 障がい者及び高年齢者の雇用状況報告書(6月1日現在)の提出期限は7月15日までとなっていますが、所轄のハローワークによっては、6月末までの提出をアナウンスしています。早めに人数を確認しておきましょう。

賞与支払届の提出

□ 賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し、納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)に賞与支払届を届け出る必要があります。

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



テーマ：「梅雨を楽しく♪」

今月の担当：経営支援部 新村 恵



6月に入り鹿児島も梅雨入りする時期になりました。梅雨になると、湿気が多くジメジメして洗濯物も乾かないし・・・と憂鬱になってしまう方も多いのではないのでしょうか。

でもこの梅雨の季節、私は意外と気に入っています。部屋の中で聞く雨音も好きですが、雨がしとしと降っている中を歩くと気持ちが落ち着くので、わざわざ雨の日に散歩に出かけたくなることも。

そして梅雨の風物詩といえば、やっぱり紫陽花ですね。近頃は品種改良によって様々な形をした紫陽花があり、



花屋さんや道端に咲いている紫陽花を眺めるのも、梅雨の楽しみの一つです。指宿のフラワーパークかごしまでは、毎年春に「アジサイ展」が開かれており、以前訪れた際に数多くの紫陽花に魅了されて以来、すっかり虜になりました。今では紫陽花は私の一番好きな花で、毎年母の日には両母に紫陽花をプレゼントしています。

憂いがちな梅雨の時期も、ちょっとした楽しみを見つけながら心は晴れやかに過ごしてみたいかがでしょうか。



会計・税務のQ&A!



テーマ『中小企業向け 賃上げ促進税制のQ&A』

中小企業庁は、令和4年度税制改正を受けて、中小企業向けの「賃上げ促進税制」のガイドブックとQ&Aを公表しました。ガイドブックでは、制度の詳細を具体例などを入れて解説しており、Q&Aでは、税額控除の通常要件や税制控除の上乗せ要件（教育訓練費）についての該当性を細かく解説しています。今回は、中小企業の賃上げ促進税制の概要のおさらいとQ&Aをいくつか抜粋して見ていきたいと思います。

中小企業者等の条件:青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するもの

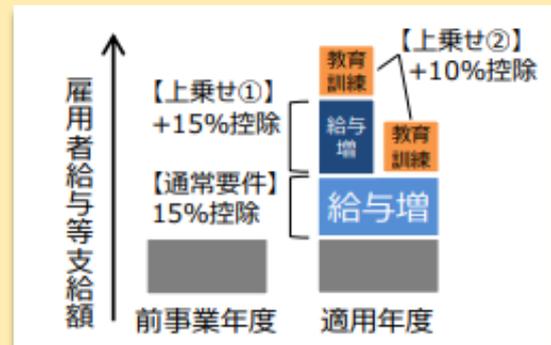
(ただし、前3事業年度の所得の平均が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

- ◆ 資本金や出資金が1億円以下の法人
ただし、以下の法人は対象外
 - ・ 同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ◆ 資本等を有しない法人で常時雇用人数が1,000人以下の法人
- ◆ 常時雇用の従業員が1,000人以下の個人事業主 ◆ 協同組合等

中小企業向け 賃上げ促進税制の概要

中小企業向け賃上げ促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

適用期間:令和4年4月1日～令和6年3月31日までの期間内に開始する事業年度が対象
(個人事業主については、令和5年及び令和6年の各年が対象)



1

【通常要件】

雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加



税額控除

控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を法人税額又は所得税額から控除

【上乗せ要件①】

雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加



税額控除率を15%上乗せ

2

【上乗せ要件②】

教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加



税額控除率を10%上乗せ

※控除対象雇用者給与等支給増加額の上限：調整雇用者給与等支給増加額が上限となります
※税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乗せ共通）が上限となります

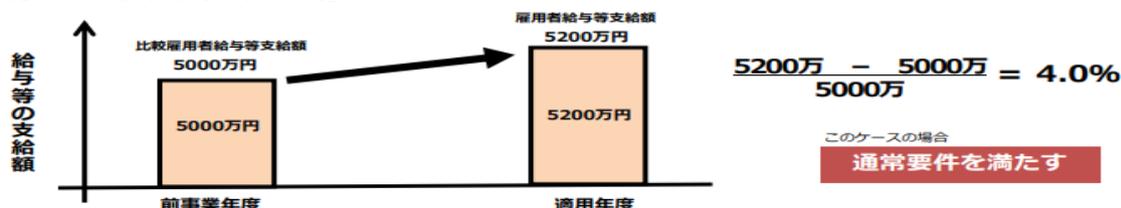
1 税額控除の通常要件についてのQ&A

適用要件 雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額（適用年度）} - \text{比較雇用者給与等支給額（前事業年度）}}{\text{比較雇用者給与等支給額（前事業年度）}} \geq 1.5\%$$



【要件の適用判定の計算例】



2022年5月6日公表版 「中小企業向け 賃上げ促進税制 よくあるご質問 Q&A」より抜粋

Q 年度の途中、月の途中で役員になったものなどはどのように扱えばよいか。

A 本制度は使用人に対する制度ですので、役員分の制度は除き、使用人に該当する期間の給与のみ計算の対象となります。

Q 残業手当や休日出勤手当、職務手当等のほか地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当などの手当は本制度の対象となる手当は本制度の対象となる給与等に該当するのか。

A 本制度の対象となる給与等は、俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいいますが、お尋ねの手当は原則として給与所得となることから、給与等の対象となります。

Q 未払給与、前払給与はどの事業年度の雇用者給与等支給額に含まれるのか。また、未払計上しているが損金に算入される期末賞与（給与のうち臨時的なもの）はどのように扱えばよいか。

A 未払給与は、計上時に損金算入されるものなので、その計上時、すなわち損金算入時の事業年度の「雇用者給与等支給額」に含まれます。これに対して前払給与は、計上時には損金算入されないため、その後に損金算入される事業年度の「雇用者給与等支給額」に含まれることとなります。

Q 適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合にはどうするのか

A 決算期の変更や前事業年度が設立初年度である場合など、適用年度と前事業年度で月数が異なる場合は、税制の適用の計算や税額控除の算定基礎となる「雇用者給与等支給額・比較雇用者給与等支給額」について調整の必要があります。その際には、雇用者給与等支給額ではなく、比較雇用者給与等支給額において調整します。

※詳細については中小企業庁 HP「中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック」にてご確認下さい

2 税額控除の上乗せ要件②（教育訓練費増加要件）について

適用要件

教育訓練費の額が前事業年度と比べて10%以上増加していること

$$\frac{\text{教育訓練費の額（適用年度）} - \text{比較教育訓練費の額（前事業年度）}}{\text{比較教育訓練費の額（前事業年度）}} \geq 10\%$$

税額控除率の上乗せ

税額控除率を10%上乗せ

※上乗せ要件②のみを利用した場合の税額控除率は25%（通常要件15%+上乗せ要件②10%=25%）
 ※上乗せ要件①との併用も可能（その場合の税額控除率は40%。通常要件15%+上乗せ要件①15%+上乗せ要件②10%=40%）
 ※ただし、税額控除額は法人税額又は所得税額の20%が上限となります。

【教育訓練の対象者】

法人又は個人の国内雇用者。したがって、以下の者は国内雇用者ではないため対象外となります。

- (1) 当該法人の役員又は個人事業主
- (2) 使用人兼務役員
- (3) 当該法人の役員又は個人事業主の特殊関係者（①役員の親族、②事実上婚姻関係と同様の事情にある者、③役員から生計の支援を受けている者、④②又は③と生計を一にする親族）
- (4) 内定者等の入社予定者

【対象となる教育訓練費の範囲】

- 法人等が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）
- 他の者に委託して当該国内雇用者に対して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費）
- 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費）

2022年5月6日公表版 「中小企業向け 賃上げ促進税制 よくあるご質問 Q&A」より抜粋

Q 自社の役員又は社員を講師として教育訓練を行った場合、講師に支払う人件費や講師料は教育訓練費に含まれるか。

A 自社の役員や社員を講師にした場合に支払った人件費や講師料は教育訓練費には含まれません。講師に対する謝金等が教育訓練費となるのは、当該講師を外から招聘した場合に限られます（子会社などのグループ企業から講師の派遣を受けた場合も対象となります）。

Q 外部の法人から講師の派遣を受け、その対価を法人に支払った場合、当該対価は教育訓練費に含まれるか。

A 報酬等の対価を直接講師に支払った場合に限らず、法人に対して支払った場合でも、報酬等は教育訓練費に含まれます。

Q 従業員が資格・検定試験を受験する際に支払った受験料を法人等が負担した場合、当該負担金は教育訓練費に含まれるか。

A 使用人の職務の遂行に必要な知識・技術を習得させるための教育訓練の一環として、資格・検定試験を受験させた場合、その費用は教育訓練費に含まれます。

○ 企業防衛対策のすすめ ○

企業防衛に備える守りの資金調達

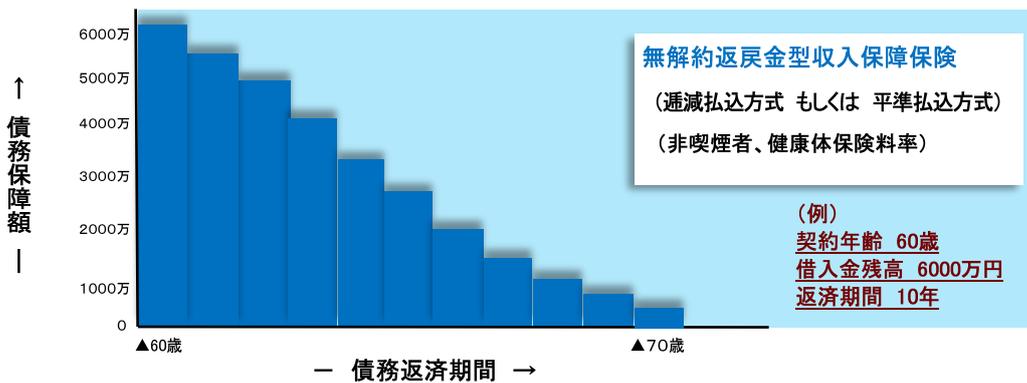
安定した経営を続けるためには、攻めと守りのバランスが重要です!!

保険を活用した対策

「債務返済保障プラン」の活用

「債務返済保障プラン」とは、保障額が債務残高と同様に、経過月数ごとに減少していくので、債務返済の保障として合理的な準備ができます。

<保障額グラフ(イメージ)>



● 債務返済保障プランの特徴 ●

- ◆ 減少する借入残高に合わせた保障額の設定が可能です
- ◆ 長期借入金返済期間に応じた保険期間の設計が可能です
- ◆ 配当金や解約返戻金がないため、割安な保険料で大きな保障が得られます

「債務返済保障プラン」は以下の様な長期借入金のある法人に活用いただけます

【例】

- 独立・開業資金、新たな医療機器の導入時の融資大型機械設備投資などの融資
- 太陽光発電などの新規事業参入時の融資
- 店舗の増築、新たな什器の導入や入替をする際の融資
- M&Aを実施して事業規模を拡大する際の融資



税理士法人 上川路会計は、関与先様の永続的な発展を願い、誠意を持って情報を共有して参ります。





紫陽花が雨に濡れて鮮やかさを増す季節。田んぼは田植えを終えた苗が整列し、雨粒を受けた水面がさざ波のように揺らめいています。秋の金色の実が楽しみです。

一方で、米と同じ食卓を支える小麦は秋に蒔いて今、まさに収穫時期ですが、今年はロシアのウクライナ侵攻により、稔りを喜ぶことが出来ない状況になっています。

ウクライナのゼレンスキー大統領は今月6日、ロシアに海上輸送ルートを封鎖されたことにより、小麦を輸出できない事態に陥っていること、このままでは秋までに最大7500万トンの穀物が輸出できない恐れがあることを公表しました。7500万トンは、世界全体の年間穀物貿易量の15%に相当し、世界的な小麦不足、特に新興国での食料不足や価格の高騰が懸念されます。

イネもコムギもイネ科の植物です。植物が成長し種が出来て熟したら地面に落ちる性質を持っていますが、突然変異として「種が落ちない」性質の株が現れました。種を作るのは次世代へ命をつなぐことが目的ですから種が落ちないということは致命的な欠陥です。ところが人間にとっては種がばらまかれず穂にまとまって残っていれば収穫して食糧にすることができありがたい性質です。そこで人間は、その突然変異の株を育て食糧を安定的に確保し、種を食料としてだけでなく蓄積し、分配・交換することのできる「富」として認識するようになりました。これが農耕の始まりであり、文明の起源と言われています。

最近、植物が植物同士、また動物とのコミュニケーションを取っているという話を聞きました。ある植物が虫に食べられると化学物質を「香り」という形で放出して他の仲間に危険を知らせてその虫が苦手とする成分を作り出して食べられるのを防いだり、同じ匂いを発してその虫の天敵となる別の虫を呼び寄せたりするのだそうです。

森の樹々は、地中に広く根を張り巡らせています。地中において根っこによるネットワークを形成してお互いの生存に必要な情報を交換しているとのことで、森の樹々が「会話」しているという、今まで植物に抱いていた印象が変わる話でした。

そして、興味深いことに研究者によると「農耕地などでは、植物はとても無口になる」のだそうです。栽培植物は品種改良などによって植物特有の「会話」の力の多くを失ってしまい、植物が自信の身を守るための情報が得られないから害虫に弱くなり現代の農業では農薬をたくさん使うようになるのだ、と。

植物に「知性」があるという視点で見ると、見渡す限りの小麦畑や頭を垂れる稲穂が若干恐ろしくも見えてきますが、イネやコムギという植物と人間のかげがえのない縁と思えばお互いに良い環境を築いていく必要があることも改めて感じます。

そして、「ことば」を持たぬ植物が他の生物と交流し社会を形成しているというのに、なぜ人間同士、しかもほぼ同じ系統の言語を使う者同士が対話によって課題を解決することができないのか、ともどかしく、梅雨の曇天のように気のふさが日々です。

一刻も早く平和が戻り、世界の穀倉地帯と言われるウクライナに黄金の小麦畑が戻ることを願っています。



美恵野

たのかんさあ

梅雨に入る田の神様はやや垂れ目

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所
〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

■支店 甲南永山事務所
〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所
〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

毎年、この時期は家中の傘が不足します。朝、子供が学校へ傘をさしていき、帰りに晴れているとかなりの確率で持って帰るのを忘れてきます。次の日の朝雨の時、予備の傘をさしていきました忘れてくる・・・

梅雨が終わり、学校から何本もの傘がかえってきて、本数が増えているのを見て、「簡単に無いからと言って傘を買い足すのは良くない」と毎年反省しています。子供に成長してもらおうしかないのですが、なかなか思い通りにはいかないものです。

編集委員 上川路美恵野 東崎 清水 関 鶴田 畠中 (由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

